

**一般社団法人 日本医薬品登録販売者協会（日登協）**

発行：一般社団法人 日本医薬品登録販売者協会

**1. 改正薬機法に伴う指針、業務手順書、行動規範を作成**

2019年12月公布の改正薬機法に伴い、今年8月1日施行分の法令遵守体制整備に対応した店舗販売業の指針（医薬品等の適正管理の確保に関する指針）、業務手順書（信頼確保のための法令遵守体制等の整備に関する手順書）、行動規範のモデルを作成し、日登協会員に配信しました。一定期間（10月中）は会員以外の方々も閲覧可能です。日本医薬品登録販売者協会のホームページのトップページにある「お知らせ」欄に掲載中です。

**2. 「登録販売者の倫理規程と業務マニュアル」の作成・公表（10月中予定）**

かねてより当協会会長の樋口から公表されていましたが「登録販売者の業務マニュアル」が今月中に発表という目途がつかまりましたのでご報告させていただきます。すでに日登協の執行委員会で原案が作成され、週明けから日登協理事の了解を得る準備を進めています。

同マニュアル作成に至った経緯は、「登録販売者は第2類・第3類医薬品を販売するために、法的に必要な有資格者という位置づけではあるが、それ以上に肝心の登録販売者が果たすべき地域住民に対する社会的使命についての位置付けが曖昧だ」という、一部有識者からの意見に基づいています。今後、情報通信機器を用いてOTC医薬品の遠隔管理の論議が本格化すると思われそうですが、登録販売者も医薬品管理というモノだけにこだわりすぎると、遠隔管理の対象になりかねません。そのために登録販売者が生活者のセルフメディケーション推進役の専門職として引き受ける責任の範囲を、社会に対して明示したものです。メディアの方々のご理解をどうぞよろしくお願いいたします。

**3. 関係団体、行政等との連携**

しばらく中断していました関係団体との意見交換会を再開致します。

**4. 厚生労働省への要望・確認事項**

もともと医薬品販売制度改正が施行される平成21年6月当時、登録販売者の試験範囲を示す「手引き」は遅くとも改正の前年末までに公表するとの約束でしたが、ここ数年は年度末日になっています。さらに年が明けても手引きが改正されるかどうか不明という事態が続いています。それが登録販売者の受験対策の遅れの原因にもなっています。引いては合格率の低下にもつながっています。

日登協としては「手引き」の改正時期を元に戻すことと、改正の有無の早期公表を強く訴えています。

**■お問合せ先 一般社団法人 日本医薬品登録販売者協会 事務局**

TEL : 045-470-6640 FAX : 045-474-4709

E-mail : [info-n@nittokyo.jp](mailto:info-n@nittokyo.jp)